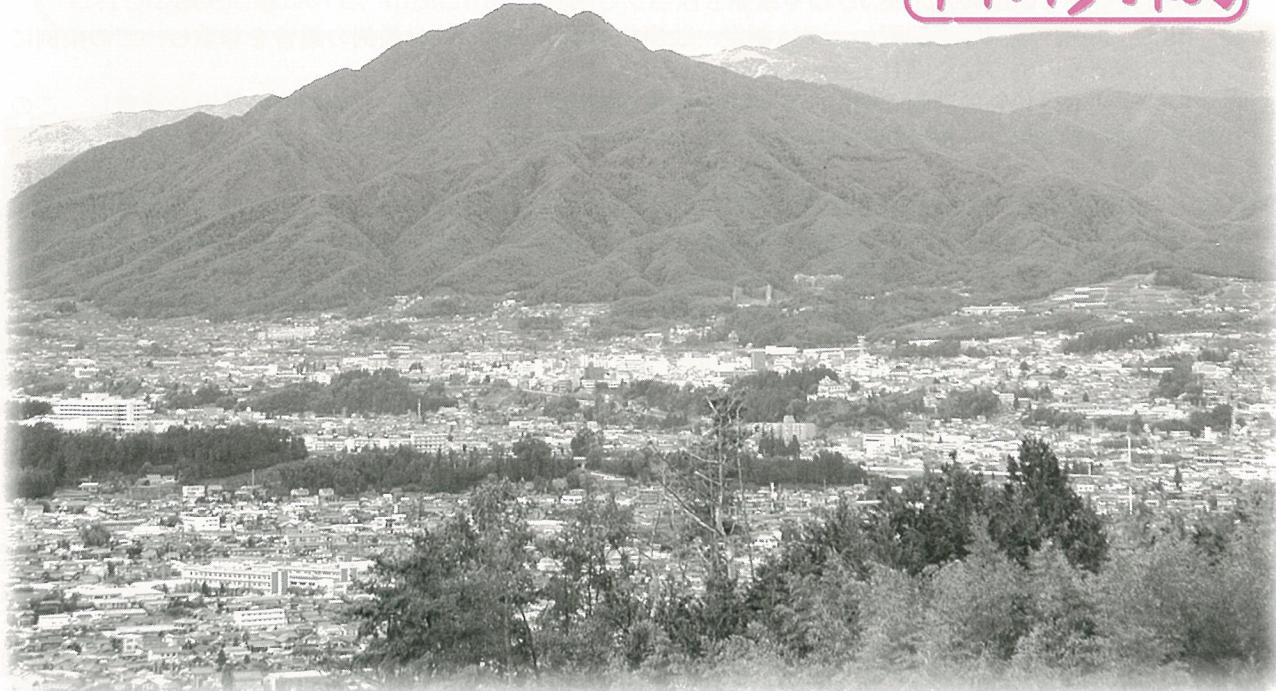


飯田市自治基本条例

保存版



飯田市自治基本条例

わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。

わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。

わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。

説明

これは、飯田市自治基本条例の前文です。この条例が制定された意義が書かれています。今後、住みよいまちづくりをスムーズに進めるには、市が行おうとする施策の決定や、既に行った事業の評価に対し、市民の皆さまのご意見を反映することや、事業を行う際に市民の皆さまのご参加を募ることなどが重要となります。飯田市は、こうした市政へのご参加が着実に進められるために必要な仕組みを、条例で定めておく必要があると考えます。

「ムトス」とは、広辞苑の一番最後に出てくる言葉の「んとす」のことで、「…しようとする」という、行動への意志や意欲を表す言葉です。まちづくりの主役は市民の皆さまです。市は、これまでも「ムトス」を合い言葉に、まちづくりに取り組んで参りましたが、これからも、皆さま一人ひとりの心の中にある『愛すべきまち』や『誇りにできるまち』を具体的なものとしていくために、それぞれが自発的に行動しようとする積極的な姿勢を、改めて条例で表しました。

